

大淀町ふるさと応援寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大淀町ふるさと応援寄附条例（平成20年9月大淀町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 条例第2条に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 町長は、寄附の申込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合には、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取扱いをした場合には、その決定理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の申込み)

第3条 寄附金の申込みは、大淀町ふるさと応援寄附申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の場合において、町長が特別な事情があると認めるときは、他の方法により寄附金の申込み及び入金を行うことができる。

(通知等の送付)

第4条 町長は、前条第1項の申込書の提出があったときには、その内容を確認し、及び必要書類を送付しなければならない。

2 町長は、寄附金の入金を確認した場合には、寄附金受領証明書（様式第2号）を当該寄附金の申込者に送付しなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第5条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、大淀町ふるさと応援寄附金台帳（様式第3号）を作成しなければならない。

(公表の方法)

第6条 条例第6条に規定する公表は、町広報及び町ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

大淀町ふるさと応援寄附申込書

平成 年 月 日

（あて先）大淀町長

ご住所 〒
ふりがな
お名前
電話番号
FAX番号
メールアドレス

私は、大淀町への寄附を以下のとおり申し込みます。

○寄附申込金額 円

○寄附金の活用を希望するメニュー

（次の3つのメニューから、協力いただけるメニューひとつに○印をお願いします。
指定のない場合は、町長が3つのメニューから選択します。）

選 択	事 業 の 区 分
<input type="checkbox"/>	1 子ども支援事業
<input type="checkbox"/>	2 まちづくり支援事業
<input type="checkbox"/>	3 文化振興・スポーツ支援事業

○寄附の方法（希望されるお申し込み方法に○印をお願いします。）

選 択	寄 附 の 方 法
<input type="checkbox"/>	1 金融機関にてお振込み 【取扱金融機関】 南都銀行 本支店、中京銀行 本支店、近畿労働金庫 本支店、 奈良県農業協同組合 本支店、りそな銀行 本支店、関西アーバン銀行 本支店
<input type="checkbox"/>	2 ゆうちょ銀行・郵便局にてお振り込み
<input type="checkbox"/>	3 指定口座へのお振込み（振込手数料は、ご負担願います）
<input type="checkbox"/>	4 現金書留によるご送金（送料は、ご負担願います）
<input type="checkbox"/>	5 大淀町役場窓口でのお支払い

○寄附の内容公表（希望される寄附の内容公表の方法について○印をお願いします。）

選 択	寄 附 の 公 表 方 法
<input type="checkbox"/>	1 寄附金額・氏名について公表しても差し支えない。
<input type="checkbox"/>	2 寄附金額・氏名について公表を希望しない。
<input type="checkbox"/>	3 氏名について公表を希望しない。

○大淀町への応援メッセージをご記入ください。（省略していただいても結構です。）

※お預かりした個人情報、他の目的で使用することはありません。

【お問合せ先】 大淀町役場財務課 〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町檢垣本 2090 番地
電話：0747-52-5501(代表) FAX：0747-52-4310
メールアドレス：s_zaimu@town.oyodo.lg.jp

様式第2号（第3条関係）

（省略）

